

5 居宅生活支援費（短期入所）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

短期入所サービスに係る費用 1

- ・ 指導(支援)員・介護職員・看護師等の人件費等

短期入所サービスに係る費用 2（1以外の費用）

- ・ 栄養士・調理員の人件費等
- ・ 健康管理等経費

施設運営に係る基本的管理経費等

- ・ 管理者・事務員等の人件費等
- ・ 保守管理経費
- ・ 光熱水費・燃料費
- ・ 消耗品費・備品費
- ・ その他の事務管理経費

施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当

2 基本的な取扱い

支援費の単位

支援費の算定単位は1日単位とし、障害児及び知的障害者の日中受け入れについては、利用時間に応じた区分ごとに算定単位を設定する。

障害児及び知的障害者の日中受け入れの区分

- | | |
|-----------------|---------|
| ・ 4 時間未満 | 1 / 4 日 |
| ・ 4 時間以上 8 時間未満 | 2 / 4 日 |
| ・ 8 時間以上 | 3 / 4 日 |

重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者も適切に利用できるよう、障害の程度等に応じて3区分を設けることとする。

障害程度区分による支援費の格差は、短期入所サービスに係る費用1（支援員、介護職員等の利用者の直接支援に必要な人件費等）の差により設けることとする。

ただし、別に、重症心身障害児等が医療機関を利用する場合の単価を設定する。

地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。

地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9 - 49「調整手当」別表第1等による5区分による。

施設・設備整備の設置者負担分の取扱い

施設支援に通常要する費用として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

人件費引当金相当額の算入

施設支援に通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。

送迎サービス

短期入所の利用を円滑に進めるため、送迎サービスに対する加算制度を設けることとする。